

SPC JINJIKEN NEWS



東京メトロの賃金格差訴訟、最高裁 弁論へ（7月29日）

東京メトロの駅の売店で働いた元契約社員が、同じ仕事の正社員と格差があるのは不当だとして、メトロの子会社メトロコマースに差額賃金の支払いを求めた訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷が28日、原告側、被告側双方の意見を聞く弁論を9月15日に開くことを決めた。元契約社員に正社員の4分の1の退職金が支払われるべきだとした2審・東京高裁判決が見直される可能性がある。また、同小法廷は、大阪医科大学の正職員と元アルバイト職員の待遇格差が争われた訴訟についても、弁論を9月15日に開くことを決めた。賞与について、正職員の基準に照らし、約6割を支給するよう命じた2審・大阪高裁判決が改められる可能性がある。最高裁ではこのほか、9月に日本郵便（東京）を巡る同種訴訟3件の弁論を開くことが決まっています、いずれもその行方が注目される。

コロナで死亡の病院長に公務災害認定（7月29日）

4月に亡くなった北播磨総合医療センター（兵庫県小野市）の横野浩一病院長（当時72）が、公務中に新型コロナウイルスに感染して死亡したとして、公務災害に認定されていたことがわかった。新型コロナで医師が公務災害に認定されるのは全国初という。

男性の育休取得促進「父親産後休業制度」の新設検討始まる（8月1日）

2019年度に厚生労働省が調べた男性の育児休業取得率は7.48%で、7年連続で増加していると発表されたが、前年の6.16%からの上昇率は小幅にとどまっている。目標としてきた「2020年に13%」の達成には程遠く、この伸び悩みを受けて厚労省は、子どもの出生直後に限定した父親向けの休業制度を新設する方向で検討を始めた。子どもの出生後4週間に限り、簡単な手続きで休業でき、給付金も増やす案となっている。

テレワーク普及に向けガイドライン改定へ（8月3日）

厚生労働省は、中小企業におけるテレワークを推し進めるため、ガイドラインを改定する。現在は「休日・深夜労働は原則禁止することが有効」と記しているところ、事前に上限時間を労使で設定すれば、深夜や休日の在宅勤務は可能と示す案などを検討。今月にも検討会が設置され、ガイドラインの見直しを含むテレワーク推進策が議論される。年内にも報告書を取りまとめるとしているが、ガイドラインについてはできるだけ早期に見直す方針。

障害者の解雇増加（8月4日）

今年2月～6月に企業などに解雇された障害者が計1,104人（前年同期比16%増）に上ったことが厚生労働省のまとめでわかった。また、5月の障害者の新規求人数は前年同月比36.1%減となった。新型コロナウイルスの影響による企業経営の悪化が背景にあるとみられ、障害者の雇用環境の悪化が懸念されている。

コロナ倒産、コロナ解雇・雇止めが増加（8月6日）

帝国データバンクの発表によると、新型コロナウイルスの影響による倒産（8月3日16時時点）が406件に上ることが明らかになった。業種別では、飲食店の56件が最多。一方、厚生労働省の発表によると、新型コロナウイルスの影響で解雇・雇止めとなった人は、4万1,391人（7月31日時点）となった。これまでは宿泊業で多かったが、製造業が最も多くなり7,003人、次いで宿泊業6,830人、飲食業5,595人となっている。

雇用調整助成金支給決定額 5カ月で7,399億円に（8月17日）

厚生労働省は12日、雇用調整助成金について、今年3月以降で新型コロナウイルスによる休業を対象とした支給決定額が計約7,399億円（7日時点）となり、リーマンショックの影響を受けた2009年度の1年分の支給額を約5カ月で上回ったことを明らかにした。休業者が4月に過去最多（597万人。うち、企業などで雇われて働く人は516万人）となったことなどが背景にあるとみられる。この雇用調整助成金の特例措置は9月末に期限を迎えるが、延長する検討が進められている。しかし、現状の内容のまま延長すると財源が続かなくなるとの見方も出てきており、制度の持続力が問われている。

9月より標準報酬月額の上限引上げ（8月17日）

厚生年金保険の標準報酬月額の上限が現在の62万円（第31級。月収60.5万円以上の人を対象）から、9月以降、新たに65万円（第32級。月収63.5万円以上の人を対象）に引き上げられる。これにより保険料の上限は月額11万3,460円から11万8,950円になる。

障害者雇用率 来春2.3%に（8月21日）

民間企業に義務付けられている障害者の法定雇用率が、来年3月1日に2.3%となる。現行から0.1ポイントの引上げ。厚生労働省が労働政策審議会の分科会に案を示し、了承された。国や地方公共団体は2.6%、都道府県の教育委員会は2.5%に引き上げられる見通し。

最低賃金 40県が1～3円引上げ（8月22日）

今年度の全都道府県の最低賃金の改定額が出そろった。7都道府県が据置きとした一方、40県は1～3円の引上げを決めた。去年は全国平均で27円上がったが、今年は新型コロナウイルスの影響が出た。全国平均は902円。最高額は東京の1013円で、最低は秋田や高知、佐賀などの792円。

雇用調整助成金の特例 12月末まで延長へ（8月26日）

新型コロナウイルス対策で拡充している雇用調整助成金の特例措置について、政府は、現行の助成率（最大100%）や上限額（1万5,000円）のまま12月末まで延長する方針を固めた。また、来年1月以降は内容を縮小して続ける方向。

本業・副業の時間、事前申告（8月28日）

厚生労働省は、副業・兼業を行う労働者の労働時間管理について、新しい指針を公表した。労働基準法では本業・副業の労働時間を合算して管理することが求められているが、新指針では、労働者に本業と副業それぞれの勤務先に残業の上限時間を事前申告することが求められる。企業は、自社に申告された残業時間の上限を守れば責任を問われない。企業の労務管理の煩雑さを減らし、兼業・副業を認める企業を増やす方針。



改正 施行済

雇用保険の雇用継続給付に係る支給限度額等の変更

令和2年8月から、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額等が変更されています。これを機に、高年齢雇用継続給付の支給額の計算の仕組みを再確認しておきましょう。

【前提】高年齢雇用継続給付とは

雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者が、賃金が低下(60歳時点の賃金の75%未満に低下)した状態で働き続ける場合に支給されます。

同一事業所で働き続ける場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当の受給後に再就職した場合に支給される「高年齢再就職給付金」の2種類に分かれます。



<高年齢雇用継続給付の支給限度額>

令和2年7月31日まで：363,344円 → 令和2年8月1日から：365,114円
 (補足) その他、下記の_____の金額も変更

確認 高年齢雇用継続給付の支給額

一の支給対象月(一暦月)について、賃金の低下の割合に応じて、次のように計算した額が支給されます。

- 支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%未満に低下
 ……支給対象月の賃金×15%
- 支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%以上75%未満に低下
 ……支給対象月の賃金×15%から逡減するように厚生労働省令で定める率

注① 支給対象月の賃金が、支給限度額(365,114円)以上であるときは、その支給対象月には支給されない。また、上記のように計算した額に支給対象月の賃金を加えた額が、支給限度額を超えるときは、「支給限度額－支給対象月の賃金」が支給される。

注② 支給額として計算した額が、2,059円を超えないときは、その支給対象月には支給されない。

注③ 60歳到達時等の賃金の月額は、479,100円を上限とし、77,220円を下限とする。

★なお、同月から、雇用保険の育児休業給付・介護休業給付の上限額なども変更されています。

改正 9月施行

厚生年金保険における標準報酬月額の上限の改定

令和2年9月から、厚生年金保険法における従前の標準報酬月額の上限等級(31級・62万円)の上に1等級が追加され、上限が引き上げられます。

【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			金額	被保険者負担分(折半額)
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円



【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			金額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

●改定通知書の送付

日本年金機構では、厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者がいる対象の事業主及び船舶所有者に対して、令和2年9月下旬以降に「標準報酬改定通知書」を送付することになっているということです。

したがって、新等級（新たな上限）に該当することになる被保険者の標準報酬月額の改定に際して、事業主及び船舶所有者からの届出等は不要です。

★新等級に該当することになる被保険者から問い合わせがあるかもしれませんので、上記の内容は確認しておきましょう。

なお、健康保険の標準報酬月額の上限等級（50級・139万円）に変更はありません。

方針の公表

「書面、押印、対面」を原則とした抜本の見直しに向けた共同宣言

令和2年7月初旬、内閣府、規制改革推進会議及び四経済団体が「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本の見直しに向けた共同宣言」を行いました。そのポイントを紹介します。

■ 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び予防のため、新しい生活様式への移行が求められる状況において、新型コロナウイルスへの対応として社会全体で幅広く実践されたテレワーク、サテライトワーク等の取組を後戻りさせることなく、新しい生活様式・ビジネス様式を拡大・定着させ、社会全体のデジタル化を一気呵成に実現する必要がある。そのため、社会課題として顕在化した「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識を、デジタル技術の積極活用によって社会全体で転換し、時代の要請に即した行政手続・ビジネス様式を速やかに再構築すべきである。

■ 全体像

「行政手続の見直し」と「民間の取引における見直し」とに分けて、内閣府、規制改革推進会議及び四経済団体が一丸となって推進していく取組が掲げられています。

■ ピックアップ

その中で、民間の商慣行等の見直しについては、次のように示されています。

「書面、押印、対面」が商慣行・社内手続として定着しているものにつき、取引関係手続については取引先等と協調して、あるいは社内手続については各社で経営者のリーダーシップに基づいて、テレワーク推進等の観点から、押印廃止や書面の電子化を推進する。併せて電子署名等のデジタル技術を活用する必要性を確認したうえで、必要な枠組みの構築を推進する。

「郵送・FAX」の電子メール等による代替、「契約書、見積書、請求書、領収書、稟議書、出退勤管理簿等」について文書の性質や具体的状況に応じて不要とみられる押印廃止や電子化及び電子署名等の電子認証の活用、「商談、送金・振込」におけるオンラインシステムの利用拡大・定着を広く推進する。



★なお、「行政手続の見直し」については、法令の改正が必要となりますが、各省庁等で検討が進められており、いくつかの改正省令案が実現しそうな状況です。「骨太方針2020」にも、「書面・押印・対面主義脱却」が盛り込まれており、今後、行政手続・民間の取引の両面において、その脱却が加速度的に進んでいくことが期待されます。